

第六條

- (一) 會議ハ定期總會ト臨時總會及評議員會ノ三種トシ出席員ヲ以テ議案ヲ採決ス
- (二) 定期總會ハ毎年一回行ヒ臨時總會及評議員會ハ緊要ニ必要ニ場合ニ會長之ヲ召集ス
- (三) 定期及臨時總會ハ總會員ヲ成立シ評議員會ハ評議員ヲ以テ成立ス
- (四) 總會及評議員會ニ於テ日期日ハ會長之ヲ定ム
- (五) 定期總會ハ毎春一回行ヒ翌年度ノ事業報告總會規約改正及役員選舉等總テ必要ノ事項ヲ決議ス
- (六) 船政幹事拾五名以上署名調印シ臨時評議員會ヲ要求シ急場合ハ會長之ヲ許容ス可シ

第七條

- (一) 但シ出席幹事ハ發言權ヲ有スルモ採決權ヲ有ス
  - (二) 評議員會ニ於テ決議シタル事項ハ總會ト決議ト同一ナル効力ヲ有ス
  - (三) 總會ノ會議ニ於テ議長ハ會長之ニ任ズ
  - (四) 會長事故ニ時ハ會副會長之代リ會長副會長事故ニ場合ハ部長及評議員會中ヨリ臨時議長ヲ選舉シ會議ヲ總理ス
  - (五) 會議ニ採決ハ出席員數ノ過半數ヲ以テ決議トス (可否同數ニ時ハ議長覺テ決ス)
  - (六) 各部長ハ總會ノ會議ニ對シ發言及採決資格ヲ有ス
- 以第八章程(會計)
- 但合費金表同ヲ尤如ク之已別ス